○東北地方整備局告示第１２０号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成１８年　７月２４日

東北地方整備局長　坪 香　伸

第１　起業者の名称　東北電力株式会社

第２　事業の種類

特別高圧送電線十和田幹線新設工事及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１ 収用の部分　青森県上北郡七戸町字下モ川原及び字天間舘倉越、同県十和田市大字法量字漆畑、字下久保及び字筋、大字奥瀬字北向並びに大字切田字大畑、字折紙、字小森山、字生沢及び字中屋敷地内

２ 使用の部分　青森県上北郡七戸町字十枝内、字下モ川原、字堰根及び字天間舘倉越、同県十和田市大字法量字漆畑、字下久保、字筋、字道ノ南及び字山口川原、大字奥瀬字北向並びに大字切田字大畑、字折紙、字小森山、字生沢及び字中屋敷地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、青森県上北郡七戸町内の上北変電所から岩手県盛岡市内の岩手変電所までのこう長約114.0㎞区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「特別高圧送電線十和田幹線新設工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「特別高圧送電線十和田幹線新設工事」（以下「本体工事」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業であり、法第３条第17号に該当する。

また、本体工事の施行に伴う附帯工事として行う索道及び工事用地の設置工事については、法第３条第35号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者は、電気事業法第３条の許可を受けた一般電気事業者であり、同法第18条の規定により電気の供給義務を負っている。また、起業者は、本件事業に要する費用を自己調達資金により確保していることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

青森県下北地区においては、今後の電力需要の増加に対処するため、起業者及び電源開発株式会社が広域電源となる発電所の開発計画を進めているほか、東京電力株式会社も発電所の開発計画を進めている。

これら発電所で発生する電力は、起業者の送電線網を経由して起業者及び東京電力株式会社の供給区域に輸送されることになるが、これら発電所がすべて運転を開始した場合には、起業者の送電線網の一部において設備容量を超過する電力潮流となるため、発生電力を輸送することができなくなり、電力の安定供給に重大な支障をきたすこととなる。

このため、起業者は、本件事業と併せて、青森県下北郡東通村内の東通原子力発電所から上北変電所までの間に設置している275ｋＶ送電線を500ｋＶ送電線に変更する工事（以下「むつ幹線昇圧工事」という。）及び岩手変電所から宮城県加美郡加美町内の宮城変電所までの間に500ｋＶ送電線を新設する工事（以下「特別高圧送電線北上幹線新設工事」という。）を計画的に施行することとしている。

本件事業が完成すれば、むつ幹線昇圧工事及び特別高圧送電線北上幹線新設工事と一体となり、上記発電所がすべて運転を開始した場合においても、起業者の送電線網の設備容量以内の電力潮流となり、電力供給における支障の発生を回避できることから、起業者及び東京電力株式会社の供給区域における電力の安定供給が確保される。

なお、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年度に電界及び磁界に関する影響調査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、起業者は、送電線に起因する風騒音を低減させるため、人家に接近している区間等に低騒音電線を採用することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者が平成６年から平成17年までに実施した環境影響調査その他の調査によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）による「国内希少野生動植物種」であるクマタカ及びオオタカの営巣が確認されているが、起業者は、学識経験者を含めた会議を設置したうえで、学識経験者の指導・助言を受けながら、個々の営巣地点毎に詳細な保全措置を行っており、適切な対応を行っていると認められることから、動植物等に与える影響は軽微であると認められる。なお、本件区間内の土地には、「環

境省レッドデータブック」等に掲載されているヤマキチョウ等が生息している可能性があるが、起業者は、工事着手前に植生環境や個体の有無を調査したうえで、学識経験者の指導・助言を受けながら、植生の移植等の適切な措置を講じることとしている。

また、起業者は、本件区間内の土地に存する文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地について、通過市町村の教育委員会等との協議により記録保存等の適切な措置を講じている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、電力供給における支障の発生を回避することを目的として、500ｋＶ送電線を建設する事業であり、本体工事の事業計画は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第52号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本体工事のルートについては、奥羽山脈側の山岳地帯を通過する案（西側ルート、申請案）及び一般国道４号沿線の市街地周辺を通過する案（東側ルート）について比較検討が行われている。申請案と東側ルートを比較すると、申請案は、こう長が長いため事業用地面積が多く、事業費も高額となるが、主に市街地から離れた山林を通過することから、平坦な農地等を通過するこう長については東側ルートよりも短くなっている。このため、周辺の生活環境や土地利用に与える影響が小さいなど、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

さらに、附帯工事の事業計画は、施設の利用方法、位置及び規模等を総合的に判断すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、電力供給における支障の発生を回避するため、本件事業を計画的に施行する必要があると認められる。また、下北地区における発電所の開発計画を勘案すれば、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、鉄塔用地に限られていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

青森県上北郡七戸町役場

青森県十和田市役所